**○消防庁告示第十一号**

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条の二第三項の規定に基づき、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月一日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第三　［略］ | 第三　［同上］ |
| 一　［略］ | 一　［同上］ |
| ㈠～㈣　略 | ㈠～㈣　同上 |
| ㈤　［略］ | ㈤　［略］ |
| ［イ～ハ　略］ | ［イ～ハ　略］ |
| ニ　［略］ | ニ　［略］ |
| ㈠　略 | ㈠　略 |
| ㈡　接点の材質は、次の⑴から⑸までのいずれか又はこれと同等以上の性能を有する材料を用い、外部負荷と兼用しないこと。 | ㈡　接点は、ＪＩＳ　Ｃ　二五〇九（通信機器用接点材料）の三種又はこれと同等以上の性能を有する材料を用い、外部負荷と兼用しないこと。<br>［新設］ |
| ⑴　金及び銀の合金 | |
| ⑵　金、銀及び白金の合金 | |
| ⑶　白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金又はロジウム | |
| ⑷　○・三五ニュートン以上の接点圧力となる接点にあっては、銀、銀貼り、銀めっき又は銀酸化カドミウム | |
| ⑸　⑴から⑶までに掲げるもののいずれかの拡散、貼り、クラッド又はめっき | |
| ［ホ～ト　略］ | ［ホ～ト　同上］ |
| ［二・三　略］ | ［二・三　同上］ |
| 四　非常ベル及び自動式サイレンの表示灯の材料は、不燃性又は難燃性であること。 | 四　非常ベル及び自動式サイレンの表示灯の構造及び性能は、次に定めるところによる。 |
| ［削る］ | ㈠　材料は、不燃性又は難燃性であること。 |
| ［削る］ | ㈡　灯火部分の大きさは、前面投影面積が二十八平方センチメートル以上で、かつ、側面投影面積が前面投影面積の四分の一以上であること。 |
| ［削る］ | ㈢　形状は、円形であること。 |
| ［五　略］ | ［五　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○消防庁告示第十二号**

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月一日

消防庁長官　稲山　博司